

上里町議会基本条例の検証

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第2章 議会及び議員 の活動原則と 政治倫理	2条	議会の活動原則	議会は、全ての会議を原則公開し、①町政の重要事項に意思決定を行う。②町政を監視・けん制・評価する。③政策立案に努める。④議会改革を推進する。⑤合議制機関としての役割を果たす。	議会改革についての議論、議会基本条例の勉強会等を行ってきた。議会改革については浸透しつつある。	執行機関に対する監視・けん制・評価については、今以上に必要であり強化すべきである。
	3条	委員会及び委員長の活動原則	各委員会は、①資料を公開する。②政策立案・提案を行う。③参考人・公聴会制度の活用を行う。委員長は、④委員会の秩序保持に努める。⑤討議による合意形成に努める。	各委員会ごとに視察を実施し、全員協議会で報告ができた。政策立案・提案は低調であった。	町の課題については、先進地の視察や研究会等を実施する。年度初めに、正副委員長を中心に委員会ごとに計画を立て、政策立案・提言に向け議論を行う。
	4条	議長及び議員の活動原則	議長は、①公正で民主的かつ公平に。議員は、②相互の討論を重視する。③民意の把握と自己の研鑽を行う。④町民全体のために活動する。⑤研修会等へ積極的に参加する。	「議長は公正・公平に議会運営を実施している」と「行っていない」とする相反する意見があった。	議長は、前向きな議論が出来るように努め、パワハラ発言（大声など）を見過ぎさない。
	5条	議員の政治倫理	議員は、倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。	一部議員に、大声や不規則発言、指差し行為などが見られた。上里町議会議員政治倫理条例の違反者に対して政治倫理審査会が開催された。	上里町政治倫理条例第4条5項『議員は、法令で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員に就任してはならない』について、議会であらかじめ定める場合の対象になる団体等について検証し、「政治倫理条例の施行規則」を定めて運用する等を検討する必要がある。倫理条例は厳格に守り、常に倫理性を自覚した行動をする。
3章 町民と議会との関係	6条	町民参加及び町民との連携	議会は、情報の公開を徹底し、説明責任を果たす。2町民参加を確保する。3町民の意向を反映する。4請願・陳情の提案者の意見を聴く。5議会報告会や意見交換会を毎年開催する。	会議日程の事前周知や定例以外の会議日程は、決まった時点でホームページに掲載するなど情報公開は行ってきた。第3回議会報告会・意見交換会は、各公民館単位で実施した。	今後も、場所を検討しながら意見交換会を開催する。参加者全員が発言できるような工夫や、テーマを決めた意見交換会も検討する。
	7条	議会広報の充実	議会は、論点や争点を町民に周知する。2各議員の態度を議会広報で公表する。	先進地視察を実施した。議会だよりの表紙の写真を委員が行うように変更した。議案に対する議員の賛否は議会だよりで公表してきたが、「議員の態度を公表してほしい」という町民の意見もある様に、論点や争点の周知は不足していた。	より読んでもらえる「議会だより」にするために工夫をする。議員の態度は、○×で公表しているが、論点や争点の掲載を検討していく。
	8条	議会傍聴の充実	町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う。	議会開催日を「議会だより」が届いた後になる様に調整したが、傍聴者は少ない。住民から聞こえにくいとの意見があり、聞こえ状況について3月議会の傍聴者に対しアンケートを実施した。	YouTubeやデジタル化の検討を行う。
	9条	議会の自己評価	議会は活動内容を公表し、議会活動の活性化を図る。2基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに作成し公表する。	議会基本条例に基づく活動の検証は1年ごとに実施し、ホームページで公表している。	検証をもとに課題を明確にし、具体化し発展させる必要がある。

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第4章 議会と町長等との関係	10条	議会と町長等の関係	議員・町長等は、緊張関係を保持する。①質疑応答は一問一答方式とする。②一般質問は政策論争を展開する。③町の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。④議会は公文書・情報提供を求め、町長は政策説明資料を作成する。⑤反問権を認める。	一問一答方式は実施できているが、政策論戦は少ない。町の諮問機関、審議会等の就任については、相反する意見があったが、基本条例の学習会を実施する中で、条例を遵守することを確認した。	議長は、執行部に対し政策説明資料や詳細説明を要望していく。議員は町民の代表者であり執行者への監視・監督義務があり、執行者は行政運営の正統性についての説明責任がある。町執行者から資料の提出を求め議論し、議会の考えを示すことで『二元代表制の充実』を図る。
	11条	政策形成過程等	議会は政策形成過程の論点として、①背景及び経緯、②類似する政策等との比較検討、③町民参加の有無、④計画の根拠・位置付け、⑤法令及び条例等、⑥経費と財源、⑦効果及び政策等の維持管理について審議する。	資料不足や議会側の基本条例の理解不足もあり、政策形成過程の論点についての議論が不十分であった。	議案が提案され、審議が開始された後に議員間相互議論の場を設ける工夫をする。執行部には政策過程の説明を求めていく。
	12条	評価の実施	決算審査において執行した政策等の評価を行い、評価結果を町長等に明確に示す。	決算審査終了後に議員間討議を行い委員長報告（指摘事項）を執行者側に提出した。決算審査に当たり事前シート質問を実施した点は良かった。	次年度の予算に反映するように要望（指摘項目）した。要望項目が実現したかどうか確認・点検する必要がある。
	13条	議決事項の拡大	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち①総合計画の策定・変更・廃止、②都市計画、③その他町政の各分野における長期にわたる計画について議決する。	議決事項の拡大については、議論を行ってきた。	今後も、議決案件の拡大が必要かどうか見て行く。
第5章 議員相互の討議	14条	自由討議による合意形成	議会は、議員相互の討議を中心に運営する。2 議員間で活発な討議を行う。3 議案、請願・陳情等の審議は、自由討議を尽くし町民説明責任を果たす。4 議員は政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行う。	自由討議の場は設けられるようになってきているが、発言者が限られていて、活発な討議にはなっていない。	各議員が、政策、条例、意見書の案などの提出を積極的に行うようにする。
	15条	議員政策討論会の開催	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議員政策討論会を開催する。	政策討論会は実施できなかった。	町政の重要課題について、テーマを決めて政策討論を開催する機会を作り、各議員が積極的に発言する。

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第6章 適正な 議会機能	16条	適正な議会費の 確立	議会は、適正な議会活動費の確立を目指す。2 議会 費の使途等を町民に公表する。	交際費は公開されている	引き続き公開していく
	17条	議長、副議長志 願者の所信表明	正副議長を志願する者に所信を表明する機会を設け る。	所信表明は実施した。見えない所で人選が行われ多数 決で正副議長が誕生する。	志願者は今後も所信表明を実施する。
	18条	附属機関の設置	審査、諮問又は調査の必要があるときは、附属機関 を設置する。	附属機関の設置はなかった。倫理委員会が設置 された。	マニュアル的なものの検討が必要。
	19条	調査機関の設置	調査のために必要があると認めるときは、学識経験 を有する者等で構成する調査機関を設置する。	調査機関の設置はなかった。	マニュアル的なものの検討が必要。
	20条	議会事務局の体 制整備	議会は事務局を置き、2 機能の強化及び組織体制の 整備を図る。	議会事務局と監査事務局を併任している。	議会事務局については監査委員会事務局との併任解消に向 かう。
	21条	議会図書室の充 実	議会図書室の充実とその機能を強化する。	議会図書室については利用者が少ない。	デジタル図書の導入を検討。現図書室を職員控室として使 用し、図書室を議員控室の一部に移動可能か検討する。
	22条	議会改革及び活 性化の推進	議会は不断の改革・活性化に努める。2 他自治体の 議会について調査研究を行う。3 法改正等について 調査研究を行う。	研修・現地研修は行った。議会改革・活性化の議論は している。基本条例が理解されていない点もあり、議 論がかみ合わない部分があった。	今後も学習会等を開催し自己研鑽を積む必要がある。委員 会ごとの専門分野の学習など、現地視察以外の方法も模索 する必要がある。議会改革及び活性化の推進については、 基本条例が理解されていない点もある。今後、学習会等を 開催し自己研鑽を積む必要がある。
	23条	災害時の対応	災害等の不測の事態が発生した場合は、町長等と協 力し、議会の危機管理体制を整える。	大きな災害はなかった。	常に備え、議会として機能的な活動ができるようにしてお く。議員個人の裁量で行動することを良しとする考える議 員がいる。

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第7章 会議の運営	24条	議会運営の原則	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行う。2 定刻に開催し、休憩の理由と再開時刻を傍聴者に説明する。	民主的議会運営は「出来ている」「出来ていない、完ぺきではない」で、意見が分かれた。効率的な議会運営にはなっていない。全員協議会等では同じような質問を繰り返す議員がいる。休憩をきちんととって欲しい。	議会運営については、全員協議会・本会議とも、議長がリーダーシップをとって、民主的・効率的な運営を行う必要がある。時間の無駄遣いで効率的ではない。意見交換のスキルアップを図る。
第8章 議員定数・報酬等	25条	議員定数	議員の定数の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。	問題なし	議員定数は、委員会の数・活動内容を考慮していく必要あり。
	26条	報酬等	議員の報酬等の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。	変更なし	幅広い候補者の可能性について、報酬額の改正が必要か否かを含めた検討が必要である。
第9章 最高規範性及び見直し 手続	27条	最高規範性	この条例は、議会の最高規範である。2 議会及び議員はこの条例を遵守する。3 条例に定める理念、原則に照らして運用する。4 任期開始後条例の研修を行う。	理解不足である。勉強会を行ったことは良かった。任期当初の研修が徹底されていない。少数だが一部条例を遵守できていない。	今後も勉強会が必要。任期開始直後の学習会は議会運営委員会が行う。議会最高規範として全議員が遵守するよう議論を尽くす。
	28条	検証及び見直し 手続	1 年ごとにこの条例の目的が達成されているか検証する。2 制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで適切な措置を講ずる。3 改正の理由を町民に説明する。	学習会を通し、条例改正が必要と思われる箇所が出てきた。条例検証はしているが、全員が納得してはいない。	法改正については、『改正の理由を町民に説明をする』とあるので、慎重に検討すべき。 倫理条例と審議会について見直し検討する。倫理条例等実施時に不都合が出た場合、議員間で随時討論をし、意思の疎通を図る。